

・職員提案制度の見直しについて

No.	意見等	意見等に対する対応
1	総括副部長が1次審査を行う趣旨は。また、その他の職員が審査を行うこととした経緯は。	1次審査については、所属を超えた経営層の視点で提案内容を審査いただくことを目的として、毎年、総括副部長にお願いしております。 その他の職員が審査を行う案については、昨年度のプロジェクトチームでの議論において、総括副部長だけでなく、職員の意見を反映できる取組の提案があったことを踏まえ、お示しさせていただいたものとなります。
2	【幹事会の協議時は、総括副部長の審査結果と「職員審査」の結果の平均値を、1次審査の結果としていた点について】 審査に当たっては、経営層の視点を要することを踏まえると、総括副部長の職員の審査と、その他の職員の審査が同じレベルとなることについては、課題がある。1次審査の前さばき(参考)となるような位置付けで整理することは如何か。	御指摘いただいた内容を踏まえ、1次審査の前に職員審査(部長級・副部長級を除く職員による審査)を設けることで整理させていただきました。 総括副部長には、職員審査の結果(順位付けされた提案内容)を踏まえ、全ての提案内容を審査いただくこととなります。
3	提案内容を検討する担当課や、審査を行う者の負担も考慮されたい。	現行制度では、全ての提案内容について、課題や取組状況、予算措置等を担当課に照会しておりますが、今後は、「法令等により実施できないもの」や「既の実施済みのもの」の確認のみとし、これらに該当する提案や、所属内のマネジメントで実施すべき提案者自身の所属の提案については、対象外の提案とするなど、関係課の負担軽減を図る取組も予定しております。